

平成五年通商産業省令第六十六号

計量法関係手数料規則

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十六条並びに計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第六条第一項ただし書、第七条、第九条第一項、第十条第一項及び別表第五第五号ハ（2）の規定に基づき、計量法関係手数料規則を次のように制定する。

（旅費の額）

第一条 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「施行令」という。）第十六条並びに計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号。以下「手数料令」という。）第七条第一項及び第八条第一項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査又は審査（以下「検査等」という。）のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が三級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第二条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第一条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第三条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

第四条 檢査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫ごとに三日として旅費相当額を計算する。

第五条 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、四千円として旅費相当額を計算する。

第六条 経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（型式の承認に係る手数料の減額）

第七条 手数料令第四条第一項第一号に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する試験の結果の証明書（以下この条において単に「証明書」という。）が添えられた型式ごとに、手数料令別表第四に掲げる金額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額（当該試験が二以上ある場合には、その合計額。）を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百円を加えた金額とする。

第八条 手数料令第四条第一項第一号に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、構造検定の方法（特定計量器検定規則（平成五年通商産業省令第七十号）第十七条に規定する構造検定の方法をいう。第二号において同じ。）のうち特定計量器検定規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式（別表第一の二第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。）については、五万七千七百円とする。

第九条 別表第一の二に掲げる特定計量器の型式 同表に掲げる金額

第十条 別表第一の三に掲げる特定計量器の型式であつて、構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの 手数料令別表第四に掲げる金額から、別表第一の三に掲げる金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）と五万七千七百円とを合算した金額を減じた金額

第十一条 前号の型式のうち、証明書が添えられた特定計量器の型式 同号で算出される手数料の額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額（当該試験が二以上ある場合には、そ

の合計額。）を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百円を加えた金額

（基準器検査に係る手数料の額）

第十二条 手数料令第五条の経済産業省令で定める額は、別表第二のとおりとする。ただし、法第二百三十三条第三項ただし書の規定により同条第一項第二号に適合するかどうかを定める場合であつて、当該申請に係る基準器について基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）に定める器差の検査を行わない場合の額は、別表第三のとおりとする。

（燃料油メーターの器具、機械又は装置）

第十三条 基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）附則第三項に規定する基準こうかんについて基準器検査を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、附則別表第一のとおりとする。

第十四条 基準器検査規則附則第五項から第七項までの規定に基づき、基準器検査規則附則第八項各号に掲げるものについて基準器検査を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額は、附則別表第二のとおりとする。

附則別表第一

基準こうかんのひょうう量	一個についての金額
一トン以下	四万四千円
五トン以下	六万六千二百円
十トン以下	八万一千円

十トンを超えるとき

八万円に、十トンまでを増すことに四千九百円を加えた額

附則別表第二

基準器	十トンを超えるとき	八万円に、十トンまでを増すことに四千九百円を加えた額	一個についての金額
一 長さ基準器 イ 一級基準直尺	全長が一メートル以下のもの ハ 二級基準巻尺	一万三千百円 一万三千百円に、一メートルまでを増すことにより一千五百円を加えた額	一万三千百円
ロ 二級基準直尺	全長が一メートル以下のもの ハ 二級基準巻尺	一万三千二百円 一万三千二百円に、一メートルまでを増すことにより三千円を加えた額	一万三千二百円
全長が五メートル以下のもの ロ 二級基準直尺	全長が五メートル以下のもの 二以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が一増すことにより一千五百円を加えた額	一万三千五百円 一万三千五百円に、一メートルまでを増すことにより三千円を加えた額	一万三千五百円
全長が五メートル以下のもの ロ 二級基準直尺	全長が五メートル以下のもの 二以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が一増すことにより一千五百円を加えた額	一万三千五百円 一万三千五百円に、一メートルまでを増すことにより三千円を加えた額	一万三千五百円
二 質量基準器 イ 基準懸垂手動ばかり、基準皿手動ばかり、基準振子式指示ばかり又は基準手動指示併用ばかり	ひよう量が一トン以下のもの ロ 基準環状ばね	二万九千円 二万九千円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	二万九千円
ひよう量が十トン以下のもの ロ 基準電気抵抗線式ロードセル	ひよう量が十トン以下のもの ロ 基準電気抵抗線式ロードセル	二万二千五百円 二万二千五百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	二万二千五百円
ひよう量が十トンを超えるもの ロ 基準電気抵抗線式ロードセル	ひよう量が十トンを超えるもの ロ 基準電気抵抗線式ロードセル	四万二千六百円 四万二千六百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	四万二千六百円
三 体積基準器 イ ます用基準はさみ尺	ひよう量が十トンを超えるもの ロ 基準電気抵抗線式ロードセル	五万六千八百円 五万六千八百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	五万六千八百円
ロ 全量全量ピペット	ひよう量が十トンを超えるもの ロ 基準電気抵抗線式ロードセル	七万五千五百円 七万五千五百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	七万五千五百円
六 濃度基準器 イ メスシリングダー用基準ビュレット	八 照射線量基準器 イ 基準照射線量計	八千八百円 八千八百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	八千八百円
ハ 一級基準抵抗器 ロ 一級基準抵抗器	端子を三以上有するものにあつては、端子が二を超えて一増すことにより三千円を加算するものとする。	千四百五十円 千四百五十円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	千四百五十円
四 速さ基準器 五 热量基準器 六 濃度基準器 七 電気基準器 八 照射線量基準器 イ 基準電力計	端子を三以上有するものにあつては、端子が二を超えて一増すことにより三千円を加算するものとする。	一万八千二百円 一万八千二百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	一万八千二百円
ハ 一級基準標準電池 ロ 一級基準抵抗器		一万五千七百円 一万五千七百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	一万五千七百円
四 速さ基準器 五 热量基準器 六 濃度基準器 七 電気基準器 八 照射線量基準器 イ 基準電力計		一万二千四百円 一万二千四百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	一万二千四百円
ハ 一級基準標準電池 ロ 一級基準抵抗器		九千四百円 九千四百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	九千四百円
四 速さ基準器 五 热量基準器 六 濃度基準器 七 電気基準器 八 照射線量基準器 イ 基準電力計		四万二千八百円 四万二千八百円に、五メートルまでを増すことにより四千円を加えた額	四万二千八百円
ハ 一級基準標準電池 ロ 一級基準抵抗器		四十六万七千円 四十五万八千円	四十六万七千円
四 速さ基準器 五 热量基準器 六 濃度基準器 七 電気基準器 八 照射線量基準器 イ 基準電力計		三十七万九千円 三十一万九千円	三十七万九千円
ハ 一級基準標準電池 ロ 一級基準抵抗器		二十八万六百円 二十五万四千四百円	二十八万六百円
四 速さ基準器 五 热量基準器 六 濃度基準器 七 電気基準器 八 照射線量基準器 イ 基準電力計		二十八万六百円 二十五万四千四百円	二十八万六百円
ハ 一級基準標準電池 ロ 一級基準抵抗器		八万三千三百円 八万三千三百円	八万三千三百円

別表第二第十三号に掲げる金額

九 織度基準器	千七百五十円
十 振動基準器	別表第二第十二号に掲げる金額
十一 比重基準器	一万三千三百円
ロ イ基準ボーメ度浮ひようのうち目量が○・一軽ボーメ度未満のもの イに掲げるもの以外のもの	三千八百五十円

附 則 (平成八年四月五日通商産業省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日通商産業省令第五九号)

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二四日通商産業省令第一一号)

この省令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月七日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二二六号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二二七号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日経済産業省令第三三号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二八日経済産業省令第一四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月二二日経済産業省令第七二号)

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月九日経済産業省令第一一号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日経済産業省令第五七号)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日経済産業省令第一四号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

特定計量器	添えられた証明書に係る試験
一 非自動ばかり(ひょうう量が二トン以下のものであつて、検出部が電気式のものに限る。)	耐久性能に係る試験
	温湿度の影響に係る試験
	一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験
	スパン安定性に係る試験

別表第一（第四条第一項関係）

4 3 2 1	一件についての減ずる金額
五万五千四百円	五千五百四百円
十七万五千四百円	十三万四千円
十四万四千三百円	

別表第一の二（第四条第二項関係）		特定計量器	一件についての金額
項目	説明		
一 質量計	イ ひょう量が二トン以下の非自動はかりであつて、検出部が電気式のもの以外のもの		
二 温度計	ひょう量が百五十キログラム以下のもの ひょう量が百五十キログラムを超えるもの		
三 皮革面積計	ロ 分銅、定量おもり又は定量増おもり		
四 量器用尺付タンク	ハ ガラス製温度計（口に掲げるものを除く。）		
五 密度浮ひょう	イ 耐圧密度浮ひょう		
六 アネロイド型圧力計 アネロイド型血圧計	ロ イに掲げるもの以外のもの		
（1） 表示機構が電気式のもの	（2） （1）に掲げるもの以外のもの		
七 最大需要電力計	八 電力量計 定格電流が五アンペアのもの イ に掲げるものの以外のもの		
九 無効電力量計			
十 照度計			
十一 騒音計			
十二 使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの 使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの			

5 手数料令別表第四の備考で定める試験項目以外の電磁環境の影響 七万五千五百円

に係る試験

6 手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験

当該各号に定める金額

第四条第一項に定める場合であつて、中欄1から中欄5までに掲げる試験の結果の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、四十万五千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、五十万七千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書が添えられた型式に中欄2及び中欄3に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、二十一万六千七百円とする。

中欄2及び中欄4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、二十二万七千百円とする。

二 燃料油メータのうち、充填機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となつてあるもの

第四条第一項に定める場合であつて、試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとする。

第四条第二項第三号に定める場合であつて、試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあっては、その試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとする。

第四条第二項第三号に定める場合であつて、試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、三十万六千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとする。

別表第一の二（第四条第二項関係）

十三 濃度計
 ジルコニア式酸素濃度計
 溶液導電率式一酸化硫黄濃度計
 磁気式酸素濃度計
 ハニーホーリー
 紫外線式二酸化硫黄濃度計
 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
 化学発光式窒素酸化物濃度計
 チガラス電極式水素イオン濃度検出器
 ネガラス電極式水素イオン濃度指示計
 ニ酒精度浮ひよう
 ニに掲げる濃度計とホに掲げる濃度計とが構造上一体となつていてものにあつては、ニに掲げる金額とホに掲げる金額とを合算して得た額から十二万千円を減額するものとする。

二からトまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとに、ニからトまでに掲げる金額に一万千円を加算するものとする。
 十四 浮ひよう型比重計
 ニに掲げる濃度計とホに掲げる濃度計とが構造上一体となつていてものにあつては、ニに掲げる金額とホに掲げる金額とを合算して得た額から十二万千円を減額するものとする。

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一 タクシーメーター	耐久性能に係る試験	四万八千三百円
二 質量計	耐振動性に係る試験	六万二千円
イ 非自動ばかり	温度の影響に係る試験	十二万六千二百円
(1) ひょう量が一トン以下のものであつて、検出部が電気式のもの	放射無線周波電磁界イミュニティ試験	四万五千六百円
中欄3及び中欄7に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、十五万三千百円とする。	ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験	八万二千七百円
中欄2及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十一万六千七百円とする。	1から6までに掲げる試験以外の試験	十四万二百円
(2) ひょう量が二トンを超えるもの		
中欄2及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、二十二万七千百円とする。		

別表第一の三（第四条第二項関係）

一口	アナログロードセルの性能に係る試験	五万五千四百円
二	デジタルロードセルの性能に係る試験	五十六万九千二百円
三	指示計及びアナログデータ処理装置の性能に係る試験	四十二万九千三百円
四	ターミナル及びデジタルデータ処理装置の性能に係る試験	二十万二千八百円
五	温湿度の影響に係る試験	三十七万六千七百円
六	供給電源の影響に係る試験	十四万円
七	2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	六十七万二千百円
八	スパン安定性に係る試験	三十四万三千八百円
九	1から4までに掲げる試験以外の試験	二十二万七千百円
十	自動捕捉式ばかり	

2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験
1から4までに掲げる試験以外の試験

九万九千七百円
十一万二千七百円

中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、五十一万四千九百円とする。
中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、四十五万五千四百円とする。

別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一 基準巻尺	八万四千九百円
全長が五メートル以下のもの	八万四千九百円に、五メートルまでを増すことに三千百円を加えた額
全長が五メートルを超えるもの	
二 以上の中欄1及び中欄4に掲げる試験を行なう必要がない型式にあっては、表示機構が一増すことに、五割の額を加算するものとする。	

二 質量基準器（基準分銅のうち、一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。）

イ 基準手動天びん（ひょう量が二トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の四千分の一以上のものを除く。）

感量が〇・一ミリグラム以下又はひょう量の五十万分の一以下のもの

感量が一ミリグラム以下又はひょう量の二万分の一以下のもの

感量が一ミリグラムを超えて又はひょう量の二万分の一を超えるもの

ロ 基準台手動はかり（ひょう量が五トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の二万分の一以上のものを除く。）

ひょう量が二百キログラム以下のもの

ひょう量が五百キログラム以下のもの

ひょう量が五百キログラムを超えるもの

ひょう量が五十キログラム以下のもの

ひょう量が二百キログラム以下のもの

ひょう量が五百キログラム以下のもの

ひょう量が五百キログラムを超えるもの

ハ 基準直示天びん（ひょう量が二トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の四千分の一以上のものを除く。）

感量（感量の表記のないものにあつては、最小の目量。以下このハにおいて同じ。）が〇・一ミリグラム以下又はひょう量の五十万分の一以下のもの

感量が一ミリグラム以下又はひょう量の二万分の一以下のもの

感量が一ミリグラムを超えて又はひょう量の二万分の一を超えるもの

ニ 基準分銅（一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。）

表す質量が二百グラム以下のもの

表す質量が二百グラムを超えるもの

三 温度基準器

イ 基準ガラス製温度計

（1） 計ることができる温度が零下三度を超えて百三度以下のもの

（2） （1）に掲げるものの以外のもの

四 一体積基準器（基準湿式ガスマーティーのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの

並びに基準タンクのうち全量が一立方メートル未満の液体メーター用基準タンク（最小測定量の二百分の一の量による液面の位置の変化が二ミリメートル未満のものに限る。）であつて水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が〇・〇二五立方メートル以下の液体メーター用基準タンクであつて燃料油メーターの検査に用いるものを除く。）

イ 基準フ拉斯コ

ロ 基準ビュレット

ハ 基準積算体積計

（1） 基準ガスマーティー

（i） 基準湿式ガスマーティー（計量室における一周期の計量作用により計ができるガスの体積が二十リットル以下のものを除く。）

（ii） 基準湿式ガスマーティー以外の基準ガスマーティー

四万五千九百円

八千三百円
一万九千円

一万四百円
一万七千二百円

九千七百円
一万三千五百円

九千九百円
一万五千六百円

八千八百円
六千二百円
四千二百円
一千三百円
一万四千九百円
一万四千九百円に、五百キログラムまでを増すことに七千四百円を加えた額

基準器	一個についての金額
一 基準巻尺	八万四千九百円
全長が五メートル以下のもの	八万四千九百円に、五メートルまでを増すことに三千百円を加えた額
全長が五メートルを超えるもの	
二 質量基準器（基準分銅のうち、一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。）	
イ 基準手動天びん（ひょう量が二トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の四千分の一以上のものを除く。）	
感量が〇・一ミリグラム以下又はひょう量の五十万分の一以下のもの	
感量が一ミリグラム以下又はひょう量の二万分の一以下のもの	
感量が一ミリグラムを超えて又はひょう量の二万分の一を超えるもの	
ロ 基準台手動はかり（ひょう量が五トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の二万分の一以上のものを除く。）	
ひょう量が二百キログラム以下のもの	
ひょう量が五百キログラム以下のもの	
ひょう量が五百キログラムを超えるもの	
ひょう量が五十キログラム以下のもの	
ひょう量が二百キログラム以下のもの	
ひょう量が五百キログラム以下のもの	
ひょう量が五百キログラムを超えるもの	
ハ 基準直示天びん（ひょう量が二トン以下のものであつて目量又は感量がひょう量の四千分の一以上のものを除く。）	
感量（感量の表記のないものにあつては、最小の目量。以下このハにおいて同じ。）が〇・一ミリグラム以下又はひょう量の五十万分の一以下のもの	
感量が一ミリグラム以下又はひょう量の二万分の一以下のもの	
感量が一ミリグラムを超えて又はひょう量の二万分の一を超えるもの	
ニ 基準分銅（一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。）	
表す質量が二百グラム以下のもの	
表す質量が二百グラムを超えるもの	
三 温度基準器	
イ 基準ガラス製温度計	
（1） 計ができる温度が零下三度を超えて百三度以下のもの	
（2） （1）に掲げるものの以外のもの	
四 一体積基準器（基準湿式ガスマーティーのうち計量室における一周期の計量作用により計ができるガスの体積が二十リットル以下のもの	
並びに基準タンクのうち全量が一立方メートル未満の液体メーター用基準タンク（最小測定量の二百分の一の量による液面の位置の変化が二ミリメートル未満のものに限る。）であつて水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が〇・〇二五立方メートル以下の液体メーター用基準タンクであつて燃料油メーターの検査に用いるものを除く。）	
イ 基準フ拉斯コ	
ロ 基準ビュレット	
ハ 基準積算体積計	
（1） 基準ガスマーティー	
（i） 基準湿式ガスマーティー（計量室における一周期の計量作用により計ができるガスの体積が二十リットル以下のものを除く。）	
（ii） 基準湿式ガスマーティー以外の基準ガスマーティー	

			十一 濃度基準器
イ	目量が○・○○一未満のもの又は○・一重ボーメ度未満のもの	六千七百円	一万九千二百円
ロ	イに掲げるもの以外のもの	三万四千七百円	三万九千二百円
別表第三（第五条関係）	基準器	一個についての金額	
（1）	一 基準巻尺	五千六百円	
	全長が五メートル以下のもの	六千七百円に、五メートルまでを増すごとに五百円を加えた額	
	二以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。		
二	基準分銅（一級、二級又は三級である旨の表記のあるものを除く。）	三千四百円	
	表す質量が二百グラム以下のもの	四千四百五十円	
	表す質量が二百グラムを超えるもの		
三	基準ガラス製温度計	三千三百円	
	イ 計ることができるもの	五千六百円	
	ロ イに掲げるもの以外のもの		
四	一体積基準器（基準ビュレット、基準湿式ガスマータのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの、基準タンク及びガスマーター用基準体積管を除く。）	九千三百円	
	イ 基準フ拉斯コ	二千五百五十円	
ロ	基準積算体積計	二千七百円	
（1）	基準ガスマーター		
（イ）	基準湿式ガスマーター（計量室における一周期の計量作用により計ができるガスの体積が二十リットル以下のものを除く。）	八千七百円	
（ア）	基準湿式ガスマーター以外の基準ガスマーター	七千二百円	
	使用最大流量が五百立方メートル毎時以下のもの	九千三百円	
	使用最大流量が五百立方メートル毎時を超えるもの	二千五百五十円	
（2）	基準燃料油メーター		
（3）	基準ガスメーター		
	口径が四十ミリメートル以下のもの	三千三百円	
	口径が四十ミリメートルを超えるもの	六千七百円	
五	密度基準器	四千六百五十円	
イ	基準密度浮ひょう		
ロ	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	五千二百円	
ハ	液体メーター用基準体積管	四千六百五十円	
六	圧力基準器		
イ	基準液柱型圧力計		
二	以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が一増すごとに、五割の額を加算するものとする。		
ロ	基準重錘型圧力計	四千九百円	
ハ	血圧計用基準圧力計	五千二百円	
七	電気基準器	四千百円	
イ	基準電流計	九千四百円	
ロ	基準電圧計	二万円	
ハ	基準電圧発生器	五千円	
ニ	基準抵抗器	五千円	
ホ	基準電力量計	八千七百円	
（1）	一級である旨の表記のあるもの	一万七千円	
		十三万三千六百円	

(2)	一級である旨の表記のあるもの	二万五千六百円
(3)	三級である旨の表記のあるもの	七千四百円
三相のものにあっては、二倍の額とする。	イからハまで又はホに掲げる電気基準器で端子を三以上有するものにあっては、端子が二を超えて一増すことに、イからハまで又はホに掲げる金額の三割の額を加算するものとする。	
八 照度基準器		
九 騒音基準器		
十 振動基準器		
十一 濃度基準器		
十二 比重基準器		
イ 目量が○・〇〇一未満のもの又は○・一重ボーメ度未満のもの	四万二千五百円 一万七千百円 十三万六千二百円	四千九百円 四千九百円 四千九百円
ロ イに掲げるものの以外のもの		